

平成28年

第2回市議会定例会 議案第8号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第35条第9号イの表2階避難用の項第1項および3階避難用の項第1項中「同条第3項第2号，第3号および第9号」を「同条第3項第3号，第4号および第10号」に改め，同表4階以上避難用の項第1項中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）」に，「同条第3項第2号，第3号および第9号」を「同条第3項第3号，第4号および第10号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の避難用の施設または設備の基準に関する規定を整備するため